

令和7年度

豊田市子ども会育成連絡協議会 登録申請

豊田市青少年団体傷害互助会 加入申込の手引き

令和7年度の子ども会の登録について、この手引きでは、豊田市子ども会育成連絡協議会登録（市子連登録）、豊田市青少年団体傷害互助会（傷害互助会）の手続きについて記載しています。

〈目次〉

①各子ども会・校区理事の方へ

- 申請・申込みに必要な書類一覧（市子連登録・傷害互助会）…………… 1 ページ
- 各子ども会が書類を校区理事に提出する日…………… 1 ページ
- 各子ども会への説明会…………… 1 ページ
- 各書類の作成時の注意事項…………… 1 ページ
- 豊田市子ども会育成連絡協議会登録申請 書類の作成について…………… 2 ページ
- 豊田市青少年団体傷害互助会加入申込み 書類の作成について…………… 3 ページ

②校区理事の方へ

- 書類の作成・提出について…………… 4 ページ

③提出書類記入例

■問い合わせ先

市子連事務局 青少年センター
火～日、午前9時～午後8時

電話 3 2 - 6 2 9 6

■ 申請・申込みに必要な書類一覧（市子連登録・傷害互助会）

* 書類は青少年センターHPでも入手できます（<https://youth-toyota.com/download>）

	提出書類等	提出媒体	提出枚数	作成者
(1) 豊田市子ども会 育成連絡協議会登録	①市子連登録申請書	紙	1枚	新会長
	※1 市子連年会費			
(2) 豊田市青少年団 体傷害互助会	②豊田市青少年団体傷害互助会加入申込書	紙	1枚	新会長
	③加入者名簿（青少年・指導者・育成者）	紙	1枚	
	④年間行事計画書	紙	1枚	
	※2 豊田市青少年団体傷害互助会費			
校区理事作成（必須）	⑤校區別子ども会状況1枚	紙	1枚	校区理事

※1 市子連年会費、※2 豊田市青少年団体傷害互助会費の支払いについて
校区でまとめて市子連へ納入となります。支払いは各子ども会校区理事の指示に従ってください。

■ 各子ども会が書類を校区理事に提出する日

↓校区理事が指定

提出日	月 日 ()
提出場所	

- ・各子ども会が作成した書類は、各校区理事が校区分をまとめて提出します。
- ・各子ども会は校区理事が指定する日までに本手引き1ページ記載の書類を校区理事にご提出ください。

■ 各子ども会への説明会

開催日時：3月22日（土）10時～12時、13時～15時・・・交流室
3月23日（日）10時～12時、13時～15時・・・会議室A
開催場所：豊田市青少年センター 4階 交流室、会議室A

※説明会の出席を希望する子ども会は、上記の日程のいずれかにお越しください。事前申込不要。

■ 各書類の作成時の注意事項

- ・様式やExcelファイルは、豊田市青少年センターHP内、「市子連」のページからダウンロードしてください。
- ・訂正する場合は二重線で消して、訂正してください。修正液・修正テープ等の使用は不可。

■ 豊田市子ども会育成連絡協議会登録申請 書類の作成について（書類①）

○市子連の年会費は、会員数（小・中学生の人数）によって以下の表のとおりです。年会費を確認して記入してください。

会員数	年会費
14人以下	1,000円
15～29人	2,400円
30～49人	3,600円
50～69人	4,300円
70～89人	5,500円
90人以上	6,000円
※会員数は小・中学生の合計 (未就学児は含まない)	

○年度途中で会長が変更した場合は届出が必要です。市子連事務局にご連絡ください。
(青少年センター 電話 32-6296)

■ 豊田市青少年団体傷害互助会加入申込み 書類の作成について（書類②～④）

○互助会費 年額 150円/1人（会員、育成者、指導者、未就学児）

※育成者、指導者（フットサルの監督・コーチ等）も必ず加入してください。また、追加加入時を除き、子ども会会員（小学生あるいは中学生）だけでの単独加入はできません。

○効力の発生および消滅

- ・ 4月末日までに加入手続きをした場合、4月1日に遡って効力が発生します。
- ・ 年度途中でも加入できます。5月1日以降の加入手続きの場合、互助会費納入日から効力が発生します。
- ・ 年間90日以内の活動であることが条件です。
- ・ 夏休み期間中の朝のラジオ体操および宿泊行事の就寝中は対象外となります。
- ・ 加入日にかかわらず、令和8年3月31日をもって効力を失います。

○年度途中で会長（代表者）が変更した場合は届出が必要です。

互助会事務局にご連絡ください。

○人数の増減・引っ越しに伴う移動について

- ・ 互助会加入者の人数の増減・引っ越しに伴う移動は加入変更できます。互助会事務局（青少年センター）までご連絡ください（各子ども会の市子連年会費、市補助金の額は変更不可）。
- ・ 加入者が豊田市内で引っ越しし、引っ越し先の子ども会に加入する場合、新たに互助会費150円の支払いは不要。引っ越し前後の子ども会名と会員名を互助会事務局（青少年センター）までご連絡ください。（互助会事務局 青少年センター 電話32-6296）

○傷害互助会の退会について

- ・ 退会する場合でも互助会費150円の返金はありません。

※互助会の概要、保険の適用内容等については、青少年センターHP掲載の「豊田市青少年団体傷害互助会の手引き」をご確認ください。

○昨年度からの変更点について

- ・ 熱中症も保険が適用されます。

未就学児の傷害互助会への保険加入について

未就学児の傷害互助会への加入方法が変更になりました。加入をご希望の場合、未就学児も青少年と合わせて加入申請をしてください。なお、加入できる未就学児は以下の通りです。

- 加入対象者
 - a 未就学児の子ども会会員
 - b 子ども会の育成者・指導者が同伴する必要がある未就学児
 - c 令和7年度に子ども会会員となる予定の未就学児

○校区理事が作成する書類について

- ・校区理事は以下の書類を作成してください。
- ⑤校区别子ども会状況 1 枚

○校区内の子ども会の書類のとりまとめについて

- ・校区内の子ども会書類をとりまとめてください。
- ・とりまとめをする日が記入できる欄を本手引き 1 ページに用意しています。
- ・書類によって必要な枚数が異なります。本手引き 1 ページを参照し、提出書類や枚数をそろえてください。

○書類の提出について

- ・校区理事は校区内の子ども会の書類をとりまとめ、校区理事作成の書類⑤を併せてご提出ください。
- ・提出方法
市子連総会当日、会場で受付をします。
日時 令和 7 年 4 月 1 3 日（日） 1 2 時 3 0 分～ 1 3 時 3 0 分 （総会前）
場所 豊田市福祉センター 4 F 4 1 会議室
- ・受付後事務局で確認をし、後日諸経費の納入についての案内文書を校区理事宛に郵送しますので、案内に従って振込をお願いします。

○領収書について

- ・6月の役員会で地区幹事にまとめて配付します。